

選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



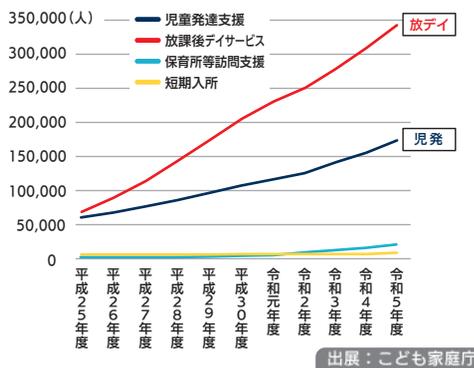
「児童発達支援事業について」

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q 「児童発達支援事業」とは どういうものですか

最近、「気になる子どもの数が増えている」とか、「児童発達支援」という言葉をよく耳にします。そもそも、「児童発達支援事業」とはどのようなものですか。

障害児のサービス種類ごとの利用者数の推移



選ばれる園になるためのコンサルティング



児童発達支援事業に参入される園様を検討段階からサポート!
[チラシはこちら](#)

A 「児童発達支援事業」についてご説明します

○「児童発達支援事業」とは特別な支援が必要と見なされる主に未就学児を対象とした通所型の障害福祉サービスで、障害のあるお子さんやその家族に対して、日常生活での困りごとや不安を軽減することを目的に支援を行います。同じ通所型の障害福祉サービスとして「放課後等デイサービス」がありますが、こちらは原則として18歳までの就学児が利用対象となります。利用対象は異なりますが、人員配置や設備基準はほぼ共通しているため「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス」を同じ施設で行う多機能型の事業所もみられます。

少子化が進む一方で、「気になる子ども」の数が増えており、図のように近年大幅に児童発達支援事業所等の利用者が増えています。それに対応するように児童発達支援事業所や放課後等デイサービスなど新たに児童発達支援事業に参入する事業者も増加し、現在、約2万件を超える状況にあります。

昨年12月にこども家庭庁から公表された「保育政策の新たな方向性」においても、「多様なニーズに対応した保育の充実」として、「障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ強化（インクルージョンの推進）」が今後の方向性として示されています。児童発達支援事業に参入する、しないに関わらず、今後の園運営において、「気になる子ども」をどのような体制で受け入れていくかは、避けて通れない課題となりつつあります。

幼保経営サービスでは、東京・神奈川で児童発達支援事業所を運営するアース・キッズ株式会社と協働して、児童発達支援事業に参入される園様を検討段階からサポートします。詳しくはチラシをご参照ください。

事業部紹介 株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。
①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。

